

わせてお伺いをさせていただきたいと存じます。

○片山國務大臣 滝委員から冒頭に二次補正のお話がありました。これにつきましては、伝えられましたように、国の方はNTT株の売却益をこの財源にする、こういうことでございまして、当然、地方に関するものは地方負担が出てくるわけがありますが、これにつきましては、財務大臣と私どもの方で地方の立場を十分配慮しながら協議しようと、こううことになつておりますので、念のためにまたそのことについて申し上げておきます。

今回の改正は、第二十六次の地方制度調査会の答申と地方分権推進委員会の意見に基づいてこの一部改正案をつくったわけでありまして、住民自治のさらなる充実を図るために、住民投票直接請求、住民訴訟、地方議会のあり方等についての所要の制度改正を行おうとするものでございました。

これから的地方自治については、地方の自立ということを骨太の方針でも言つておりますけれども、できるだけ自分で物を決めて、自分でやっていく、自分で責任をとるという、自己決定、自己責任の原則に基づいていく、そういうことを法制面からフォローするのが今回の改正でございまして、地方六団体は歓迎いたしております。昨日も、地方財源の充実強化のための六団体の決起大會があつたわけであります。私は国会があつて出られませんでしたが、六団体の代表の方がお見えになりました。いろいろな御要望を伺いました。その中の一つに、地方自治法の早急なる成立、こういうことがございましたので、当委員会においても、早急なる御審議の上、早急なる御採決を賜れば大変ありがたい、こういうふうに思つております。

○滝委員 補正予算に関連いたしましては、総務省も抜かりなく対応されていると思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

次に、今度の法案の中で、市町村合併に関連いたしまして、住民投票の制度を導入する、こういふ改正をおやりになつておられるわけでございます。

これも、第二十六次の地方制度調査会で住民投票をめぐって基本的な議論をされてきたわけでござりますし、その一つとして、市町村合併の中にこの制度を取り入れたということは承知をさせていただいているわけでございますけれども、長らく議論したことの中では、この住民投票制度は各地方団体とも異口同音に皆関心のある事項でございました。この問題については、市町村合併以外にも手を広げるのかどうか、そういうことがなかなか決着しなかつたからこそこれだけに限定されたと思うんでござりますけれども、ひとつ副大臣の方から、この辺の経緯というか、考え方をお示しいただいたいと思うんです。

○遠藤(和)副大臣 一般的な住民投票の制度化の問題ですけれども、これは、今お話をありました第二十六次の地方制度調査会の答申におきました住民投票をする場合に、住民投票の対象とすべき事項をどうするか、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係をどうするのか、あるいは投票結果の拘束力のあり方等、種々検討すべき論点があるということで、成案を得るに至らなかつた、引き続いて検討するということになつております。

ただし、一方、市町村合併につきましては、この調査会の答申におきましても、市町村合併はまさに地方公共団体の存立そのものに関する重要な問題である、あるいは市町村合併は地域に限定された課題であることから、その地域に住む住民自身の意思を問う住民投票制度の導入が図ることが適当である、こういうことになつたものでございましたから、今回の特例法の改正案の中に入れさせていただいたということでございます。

一般的な住民投票のあり方については、今後も検討を重ねていきたい、このように考えております。

○芳山政府参考人 お答えいたします。

違法な財務会計行為について、事後的な措置としての損害賠償ではなくて、当該行為が執行されないということで、住民監査請求を通じて行政がみずから判断することにより事前に対処することが望まれるわけであります。

これまでには、違法な財務会計行為を執行しないことを求める住民監査請求であつても、監査委員が一たん当該行為を差しとめたいということでおりませんでしたので、審査手続中に当該行為が執行されることは、その他の職員にいたしましても、個人に対する訴訟、こういう組み立て方をいたしておる。

そこで、従来から言われておりますのは、いきなり個人が出てくるのはおかしいじゃないかという議論と、いや、個人の方でいいんだという議論が対立した格好で出てきたのが従来の問題だと思ひます。

これを職員の方から見ると、基本的に、先ほど申しましたように、住民訴訟というのは、一遍監査委員の手元でいいか悪いかという白黒の判定を

おいて、監査委員は、一定の要件のもとで、監査手続が終了するまでの間、長等に対し当該行為を停止すべきという旨の暫定的な勧告ができるということにしたわけでございます。

○滝委員 私は、住民訴訟制度といいますか、どちらかというと事後的に行われる場合が件数としては多いんだろうと思うのでござりますけれども、実効力あるためには、やはり事前の差しとめ請求なり、事前の差しとめ監査請求なりというものがもうちょっとあつてもいいなというふうに思つておりますので、今回の改正は、今までちょっと抜けておつたところを補完するというか、充実させるという意味では大変大きな意味があるようになります。

さて、中身の問題でござりますけれども、今回監査請求の点について、ちょっとよくわからない点がありますので、行政局長から御説明をいただきたいと思います。

と申しますのは、今度の監査制度の改正の中で、本格的な監査委員会が差しとめ請求について結論が出るまでの暫定的な執行停止と申しますか、それがどの点について、ちょっとよくわからない点がありますので、行政局長から御説明をいただきたいと思います。

実態を調べてまいりますと、住民訴訟というのはあるものは本人の責任を追及する、あるいは地方団体として責任のあるものはそれぞれ地方団体の執行機関として責任を果たす、こういう制度でのあるわけござります。それを受けて、監査委員が出した判定について不服の場合には、住民が住民訴訟という格好で起こせるわけですね。

そのうち、特に今まで問題になつておりますのは四号訴訟というもので、これは地方団体の機関、組織に対しての訴訟じやございませんで、知事にいたしましても、市町村長にいたしましても、個人によるいはその他の職員にいたしましても、個人に対する訴訟、こういう組み立て方をいたしておる。

そこで、従来から言われておりますのは、いきなり個人が出てくるのはおかしいじゃないかという議論と、いや、個人の方でいいんだという議論が対立した格好で出てきたのが従来の問題だと思ひます。

しておる。判定をしているのに、その判定を経ると、今度は訴訟でいきなり、地方団体の執行機関たる監査委員がどこかへ消えてしまつて、個人が訴訟の場に引き出される、これはどうもおかしいんじやないか。

それから、組織の一員としてある人は組織として仕事をしている部分がいきなり個人の責任はどうかと追及されることは、組織として仕事をしている感覚からすると、どうもそれが出てくる、こういうなことが言われておりまして、これが長年、市町村長さん方から、この制度はやはり日本になじみにくい、こういうふうに言わきてきたわけでござります。

そこで、今回の改正はそこが一番主眼なところだと思うのでございますけれども、その辺のことろをどういうふうに把握してどう変えていくかとされているのか、まず、基本的な問題でございまして、総務大臣からお示しをいただきたいと思います。

○片山國務大臣 この制度は、戦後、地方自治制度を採用するときにアメリカの強い指導で入った、アメリカでは納税者訴訟というものですね。これは、個人に着目しているんですね。地方公共団体の長や職員は、職務として仕事を行うんですよ、個人でやつておるわけじゃないんですね。しかも、今、議員が言されましたように、まず監査委員が前置なんですよ。これは必ずそこを経なければならぬ。監査委員の請求が適法だとした場合に、正当だとした場合に、それを不服として訴訟を起こすわけですから、職務として行つて、監査委員が監査をして、それは正しいとしたものについて訴訟が起こるわけですね。それを個人に着目して訴訟を起こすといふのは、これはなかなか理屈に合わないですね。

いた負担がかけられるということについては非常に酷な面があるわけでありまして、今回の法改正によりまして、地方公共団体の機関が住民訴訟の被告となるということになりますれば、こういった問題点はほぼ解決をするんではないか、こういうふうに考えることでございます。

○滝委員 私は、賠償額が大きいからどうかとか、家族に負担がかかるからどうかというのではなく、が基本的な問題とは思いませんけれども、「一つは、違法かどうか」という争いというのはやはり政策判断に係る部分が多い。そういう場合には、個人じやなくて、やはりそれは一つの組織、機関の中で訴訟も受けて立つという今回の改正というのは、一つの方法だろう、それなりに筋が通っているんじゃないだろうかな、私はこういうふうに思つておる一人でございます。

それから、「一番目の問題として、今回の改正に

たる者が敗訴をした、その後六十日以内に長個人から賠償金等が支払われない場合には、代表監査委員は訴えを提起しなければならないということをこの法律上明文化したわけでございます。また第二段目の訴訟は、住民訴訟に引き続いて行われる関係から、住民あるいは議会等の監視下に置かれるということにもなるわけでございます。
したがいまして、代表監査委員が第二段目の訴訟を提起しないということは通常想定できないわけでありまして、万が一、代表監査委員が訴えを提起しなかつたら、これはもう法律上の義務違反でありますから、そういう意味では、民事、刑事上の法的責任を負うこととなるわけでありまして、こういったことを考えても、代表監査委員が二段目の訴訟を提起しない、こういうことは考えられない、あり得ない、こういうふうに考えるところでございます。

があるわけでございますけれども、私、今度の改正条文を見るとそんなことはないと思うのですけれども、その辺のところを、これは行政局長から少しありやすく説明をしていただきたいと思います。

余り説明をわかりやすくやつて長くならないように、よろしくお願ひをいたします。

○芳山政府参考人 お答えします。

いわゆる現行の四号訴訟でございますけれども、談合行為の存在の有無について、住民監査請求を経てなお住民と地方公共団体の判断にそこがあるというようなことで、住民が直接企業を訴うることができるわけでございますが、今回の改正は、こうした場合には、業者に対して損害賠償請求をするよう求める訴訟を住民が地方公共団体の機関に対して提起することとなります。しかしながら、第三者である業者に対しても訴訟告知を行

いる住民訴訟、納税者訴訟というものを導入した
わけでござりますけれども、どうも、その後、聞
いてみますと、本家のアメリカでも、日本のよう
なこういう住民訴訟のパターンというのは比較的
少ない、ほとんど行われていない。ですから、市
町村長や何かが個人でいろいろ賠償金を払う、何
千万、何億という判決が出ていたのを見て、アメ
リカの方ではむしろ不思議がつてゐるような、そ
ういう地域が圧倒的に多い。アメリカですから、
いろいろありますから、物すごくいろいろなパ
ターンがありますから一概に言えませんけれど
も、どうも、アメリカが持ち込んできた、日本で
実際の運用形態というのは大分違っているんじ
ないだらうかなと。

私ども、聞くところによると、特にアメリカで
は、こういう制度は事前の差しとめ請求というの
にむしろ重点が置かれておつて、後の、事後的な
訴訟、納税者訴訟などはないらしい。

な の や の と ハ そ く 向 市 的 な 間 た

に対する反対論として、これは二段構えになつていてるんですね。第一回目の住民訴訟で、個人が、違法行為があつた、賠償責任を負うべきだという判決をした場合に、それを今度、そうすると個人は判決に基づいて賠償額を支払わにやいかぬ。支

○滝委員 日本は法治国家として徹底しているわけですから、判決があって、そして地方団体の機関たる監査委員に法律上訴えを提起しろ、こういうような条文があれば、それに従うというふうに私は信じているんでござりますけれども、そここの

うこととしておりまして、住民訴訟における判決の効力が業者に及ぶということになりますから、業者として訴訟参加をします。そういうことで、談合行為の有無に関する実態解明は十分可能と考えております。

こういうものはほとんど例がない、こういうよなことだらうと承知をいたしておるわけですが、ます。

払わないときにはどうするかというと、個人が判決に応じない場合には、今度は監査委員が住民にかわって本人からお金を払えという訴訟を起こさにやいかぬということになつてゐるわけですね。二段構えの訴訟制度を今度組み込んでいるわけで

ところが問題だという指摘もあります。私は、今の山名政務官のおっしゃるとおりだというふうに思いますので、そこら辺の疑問は解消できるんじゃないかなというふうに思つてているわけですが、います。

また、新たな訴訟構成においては、執行機関が被告となります。そこで、地方公共団体の説明責任が果たされる、強化をされる。機関が敗訴をした場合は、一定期間内に企業に対して賠償請求が行われる、その責任は追及されるわけです。そし

○芳山政府参考人 我が国の住民訴訟制度は、牛込区議會で開かれたもので、簡単にその辺のところの事情を説いてもらいたいと思います。

ござりますけれども、その際に、第二段目の訴訟で監査委員が個人に金を払えという訴えを起こさなかつたときには担保するものがないじゃないか、だからこの制度はいけないんだ、今回の改正法はそこに大きな問題あり、こういうふうに指摘をされているんでござります。

それから、今回の改正に反対する三番目の問題として、例えば今までの制度でござりますと、談合をやつた建設業者があつたとしますと、本来もつと安くできたのに、談合の結果高くなつたから、その分、高くなつた分だけは地方団体に損害を与えたといつて、職員とわざ共謀したというう

て、当該事案のみならず、発注者としての入札事務全般にわたって、再発防止に対する対策を地図上団体が講じるということが期待されると思います。

御指摘の米国の状況ですが、我が国の文献等によりますと、最近の納税者訴訟においては、違法行為の事前差し止めを求める訴訟が一般的であるとして、長や職員個人に賠償を求める訴訟は余り引用されておらないというふうに聞いております。

私はそんなことはないだろうと思っているんです
ござりますけれども、山名政務官、どうでしょ
うか。

か、そういう場合もあるんだろうと思うんですけれども、共謀した第三者たる業者をこの住民訴訟に巻き込むことができた。ところが今回は、今までの改正では、そういう第三者、違法行為をあえてした、職員の相手方たる第三者をこの訴訟に引つ

てそれをお答えをいたいたわけでございま
す。

違いとしてどうして起るのかというと、一定ではありませんけれども、両国の法体系の違いなどは訴訟手続の違い等が背景にあるのではないかというふうに考えております。

第一段目の住民訴訟におきまして執行機関の長

張り込むことができなくなつたというような批判

戦後、アメリカにおいて地方団体で普通行われて

以上です。

○滝委員 ありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

○御法川委員長 次に、高木陽介君。

○高木(陽)委員 公明党の高木陽介でござります。

継続審議となつておりますので、実質的な審議に入りました。会期の方もだんだんと後ろの方が見えてまいりましたので、速やかな審議、充実した審議をやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

今回の改正案、この法律案は、幅広い改正ということで、例えば、直接請求の要件緩和、また議会制度の充実、また今、滝委員の方からもお話をございました住民監査請求制度及び住民訴訟制度の充実、そのほか、中核市の指定要件の緩和、合併協議会の設置に係る直接請求制度の拡充及び住民投票制度、本当に幅広い改正案ですけれども、やはり一つの法律、それなりの理念があると思うのですけれども、今回の法改正全体を通じる目的について、まず大臣の方からお答えいただきたいと思います。

○片山国務大臣 今回の法改正は、先ほども言いましたように、第二十六次地方制度調査会の答申や地方分権推進委員会の意見にのつとったものでございますが、基本的な理念は、結局、住民自治の拡充なんですね。

一つは、地方議会の活性化と住民参加の積極的な拡大でございまして、それが今の住民投票制度や住民訴訟制度ということになつていると私は思いますし、さらに、二十一世紀の地方自治を担う市町村の規模、能力強化のための市町村合併の促進もその中の視野に入れておる、こういうことが基本的な理念ではなかろうかと私は思つております。

○高木(陽)委員 そういった考え方の中で、個別の問題についてこれから質問させていただきまます。

まず、住民監査請求及び住民訴訟制度の問題で

ございますけれども、今、大臣の方からお話をありました、今回の改正は住民自治の充実を図る、そういう観点から、今回、監査請求制度や住民訴訟制度に関する事項も含まれていると思います。

言うまでもなく、地方分権時代においては、地方自治体、地域住民の意向をしっかりと反映させしていく、そして、その反映させた主体的な政策が展開されるということがやはり重要な政策です。

その上で、先ほどの質疑の中にもありました、みずからの責任でという言い方がございましたけれども、そういうみずからを厳しく律していく、これまで以上に求められていると思うのです。

そんな中での今回の監査請求、住民訴訟制度、そういう役割をとられていると思うのですけれども、今回、この改正について、住民の請求に基づいて、議会の同意を得て任命された独立の執行機関である監査委員が違法または不当な財務会計行為があるかどうかを審査できる制度、これは今まででもそうであつたのですけれども、住民訴訟の前段階に当たると思うのですが、今回のこの制度の改正内容及びその趣旨をもう少し具体的にお伺いしたいと思います。

○遠藤和副大臣 住民監査請求制度について、改正在内閣及びその趣旨をもう少し具体的にお伺いします。

○片山国務大臣 先ほど滝委員と副大臣とのやりとりもございましたが、基本的に、訴える住民の実体的な権利は全く損なつておりますし、それから、訴えられる職員あるいは長の実体責任に何らの変更はない、こういうことでございまして、私は、抑止効果をよく説明すればおわかりいただける、抑止効果にいささかの減少もない、こういうふうに思つております。

○高木(陽)委員 今、大臣の方からも、抑止効果の減ずることはない、こういうお話がございました。やはり大切なことは、その法をしっかりと運用していくことだと思います。法改正になる

困難な損害を生じさせる財務会計行為については、損害賠償等の事後的な措置ではなくて、これまで以上に行政みずから判断によりまして事前に対処することができる、こういうふうになるものと期待をしておる次第でございます。

○高木(陽)委員 住民監査請求制度というのは、地方公共団体の違法行為の是正には不可欠、今回の改正でさらにその充実を図つていただきたいのです。

次に、公共団体の違法な財務会計行為について

の司法による是正手段でもある住民訴訟手続、先ほどもこれについて多々御質問がございました。

今回の改正で、従来、その長や職員個人が被告になつていたいわゆる四号訴訟、これは一たん地方

公共団体の執行機関が被告になるという、このよ

うに変更することで、先ほど滝委員の御質問では、

三點ほど、いろいろと異論があるというような形で質問がありました。

この違法な財務会計行為を抑止する効果が今まであつたんだ、個人でやつた方が。今回、改正によつてそれがマイナス部分に働くというような指摘もあつたんですけれども、私自身も、そこまで

はいかないんじゃないかなと思うんです。

ただ、この長や職員の実体責任に変更がないと

いうことが大切なことで、先ほど指摘しました抑止する効果が減ずる、マイナスになるということはないと思うんですけれども、この点について、改めて総務省の御見解をお伺いしたいと思いま

す。

○片山国務大臣 先ほど滝委員と副大臣とのやりとりもございましたが、基本的に、訴える住民の実体的な権利は全く損なつておりますし、それから、訴えられる職員あるいは長の実体責任に何らの変更はない、こういうことでございまして、私は、抑止効果をよく説明すればおわかりいただける、抑止効果にいささかの減少もない、こういうふうに思つております。

○遠藤和副大臣 今、大臣の方からも、抑止効果の減ずることはない、こういうお話がございました。やはり大切なことは、その法をしっかりと運用していくことだと思います。法改正になる

困難な損害を生じさせる財務会計行為については、損害賠償等の事後的な措置ではなくて、これまで以上に行政みずから判断によりまして事前に対処することができる、こういうふうになるものと期待をしておる次第でございます。

○高木(陽)委員 住民監査請求制度といふのは、

当然あると思うんですけれども、やはりそこのところを明確にしながら、その上で改正後もしっかりと運用していくことだと思いますね。法改正になる

前からいろいろな疑問点、これは法改正ですから

い、このようにも思います。

続きまして、直接請求の要件緩和、この問題についてちょっとお伺いしたいと思います。

自治体の場合には、自己責任、自己決定の拡充

に伴つて、選挙で選ばれる長または議会の役割は逆にこれまで以上に大きくなつてくると思うんです。このような中で、代表民主制を補完する制度である直接請求制度の充実を図つていく、これも住民自治の充実を図るという観点では極めて重要だと思います。

そこでまず、直接請求の要件緩和を行うその趣旨、今回の改正を行つ趣旨及びその理由についてお伺いしたいと思います。

○山名大臣政務官 直接請求の持つ趣旨については、高木委員の仰せのとおりでございます。

地方公共団体の議会の解散及びいわゆるリコール、長の解職の直接請求については、現行三分の一以上の選挙権を有する方の署名が必要となるつているわけでございますが、実際、人口が多い地方自治体におきましては、この三分の一以上の署名を集めることができませんが、非常に要件が厳しくなつて、そういう意味では、非常に要件が厳しくなつて、過ぎるのではないか、こういう御指摘も従来からあつたところでございます。

そこで、第二十六次地方制度調査会におきましても、この解散、解職の直接請求につきましては、必要署名数に係る要件を人口規模等を勘案して緩和すべきである、そういう答申がなされたところでございまして、こういった事情を勘案いたしまして、現在三分の一とされているこの要件を、有

權者数四十万、人口にしておよそ五十万規模になると私は思いますが、その四十万を超える場合につきまして六分の一に緩和をしよう、そして、この制度のより実効的な運営を確保いたしまして、地方自治の一層の充実を図ろう、これが趣旨と理由でございます。

○高木(陽)委員 続きまして、条例の制定、改廃の直接請求の際に、請求代表者に議会の審議において意見を述べる機会を保障する趣旨、これについてお伺いしたいと思います。

○山名大臣政務官 これにつきましては、当然、請求代表者が議会でみずからその趣旨あるいはその直接請求の内容を説明する機会をお与えする、

制度的に保障する、こういうことでございまして、そういう意味では、議会の活性化にもつながりますし、審議の充実にもつながる、そしてまた、この制度そのものの信頼性、こういったものにもつながる、こういうふうに思っております。

従来から、請求を受けた首長さんが条例案を議会に付議する場合、みずから意見をつけるということもされておりますので、そういう意で均衡を図るという意味もございます。

本改正によりまして、条例の制定、改廃に係る議会審議のより一層の活性化が図られ、まさに住民自治の充実に寄与する、こういうふうに考えていたところでございます。

○高木(陽)委員 先ほど申し上げましたけれども、この直接請求というのは大切な問題だと思うんですけども、ただ、もう一点確認したいのは、やはり代表民主制という、まずは議会があるという前提であるということをしっかりと認識しながらやらなければ、何のための議員なんだ、何のための議会なんだということになりますので、ここら辺のところもまたしっかりと運用段階でやついただきたいなと思います。

続きまして、中核市の問題、これも要件緩和と

その対象となる団体は地方自治法の早期成立を強く要望しているというふうに聞いております。今回の中核市問題についての要件緩和の趣旨、目的等々をお伺いしたいなと思います。

○遠藤(和)副大臣 昨日も中核市の市長さんと懇談をさせていただいたんですけれども、今、日本全国三千二百四十四市町村あるんですけども、その中にあります、中核市がまさにその中核としての誇りと活力に満ちて、いろいろな事業をやつているということを頗もしく思つたわけでございます。

今、中核市となるべき要件といたしましては二つあります、一つは人口が三十万以上であるということ、もう一つは面積が百平方キロメートル以上あるという二つの要件があるんですけども、この法案におきまして、人口五十万以上の市につきましては面積要件を撤廃する、こういうふうな改正法案を出しているところでございます。

これによりまして、千葉県の船橋市、神奈川県の相模原市、それから大阪府の東大阪市が該当するわけですけれども、この中で、船橋と相模原からは、私の方にも直接お越しになられまして強く要請があり、早くこの改正法案を成立させてほしいというふうな御希望がありまして、すぐにでも中核市として誕生したい、このような希望が寄せられているところでございます。

○芳木(陽)委員 続きまして、議会制度。

先ほど、代表民主制、議会というのは根幹であると。地方分権が進みまして、いよいよ地方の権限がふえてくる。そうなったときに、この議会、重要な役割を果たすわけでございますけれども、その上で、議員派遣制度の法制化、さらに点字投票制度の導入、こういったことを今回また導入されておりますけれども、こういう中核市によって権限移譲がなされてくるわけですね。規模や能力が比較的大きな都市の事務権限の強化、それによつてより住民の近くで、住民のニーズに即した行政を可能にすることができる。地方分権においては、これは本当に大切な中核市であるというふうには認識しているんです。

その上で、今回、要件緩和されることによつて、これは本当に大切な中核市であるというふうには認めています。

○芳山政府参考人 地方議会がその本来の機能を発揮するために、種々充実を図つていかなければならぬというぐあいに思います。

第一十六次地方制度調査会の答申の中での議会

の調査機能や議員研修の充実を図ることの重要性が指摘をされております。これを踏まえまして、明確にするとともに、その手続を会議規則で定めることとしたものでございます。

また、視覚障害者である議員の活動のより一層の充実を図る観点から、地方議会における選挙について、点字投票制度を導入することとした次第であります。

○芳木(陽)委員 今回の改正で、化製場等に関する法律、クリーニング業法、河川法及び湖沼水質保全特別措置法の四本の改正が含まれております。条例や規則等への委任のあり方、こういった観点があると思うんですけども、この改正に至った経緯、またはその目的をお伺いしたいと思ひます。

○片山国務大臣 平成七年の改正で、住民発議制度というのを導入いたしましたして、合併協議会を住民の発議によつてつくることができる、こういう仕組みをつくりましたけれども、なかなか、関係の議会がノーと言つて否決してしまうんですね、合併協議会設置の議案を、住民発議の議案を否決してしまう。こういう例が多々見受けられますので、この住民発議を貫徹するためには、さらに住民投票で合併協議会を置くか置かないかを決めらうだらうか、こういう発想に立つたわけだと思います。これもいろいろな議論がありますけれども、ここまででは、住民投票を導入することが差し支えないんではなかろうか、こういう判断を我々はいたしたわけであります。

○高木(陽)委員 今、合併協議会の設置について、住民投票の導入ということを言われまして、この合併協議会の設置に関して議会と住民の意思が乖離した場合、これは住民の意思を議会の意思に優先させる、こういう考え方があると思うんですが、合併協議会の設置ではなく、合併そのものについて住民投票制度を導入すべきだ、こういう意見もあると思うんです。この点について、総務省の方に。

○片山国務大臣 例の二十六次的地方制度調査会の答申の中にも、今、高木委員が言われたような合併そのものを住民投票制度にかけたら、こういう御提言もあつたわけでありますけれども、そこまでやりますと、間接民主主義、議会制民主主義を今の地方自治制度もとつておりますから、議会の意思を完全に否定するというようなことまで

おいて、市町村合併後の自治体数を千を目指すと。これは公明党の方でも、党大会を開いて政策決定をいたしまして、党としても、今三千二百二十ある市町村を千程度にすべきだ、こういうふうに主張しているわけでございますけれども、今回この改正において、市町村合併について、住民投票を導入した理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○片山国務大臣 平成七年の改正で、住民発議制度というのを導入いたしましたして、合併協議会を住民の発議によつてつくることができる、こういう仕組みをつくりましたけれども、なかなか、関係の議会がノーと言つて否決してしまうんですね、合併協議会設置の議案を、住民発議の議案を否決してしまう。こういう例が多々見受けられますので、この住民発議を貫徹するためには、さらに住民投票で合併協議会を置くか置かないかを決めらうだらうか、こういう発想に立つたわけだと思います。これもいろいろな議論がありますけれども、ここまででは、住民投票を導入することが差し支えないんではなかろうか、こういう判断を我々はいたしたわけであります。

○高木(陽)委員 続きまして、市町村合併特例法の改正についてお伺いしたいと思います。市町村合併は從来から大臣も主張されておりまして、昨

年十二月に閣議決定した行革大綱、また、与党に

いくのはいかがかなと。これは市町会、町村会やそういうところの関係団体の御意見も聞きまして、合併協議会の設置ぐらいはと、こういうことになったわけございまして、この点はいろいろな、両方の意見があると思いますね。

○高木(陽)委員 今、大臣の方から両方の意見があるというふうなお話がございました。まさにそのとおりだと思うんですね。

ただ、やはり議会制民主主義というこの形を大切に育てていかなければいけないし、先ほどから何度も出ていました代表民主制という形を、これを活性化させていくことが本当に住民自治地方自治を生かしていく点かなというふうに私も考えております。

その上で、今回の法改正で合併が進めばいいわけですねけれども、また進んでもらわなければ困ります。時間も大分なくなってきたので、今回の改正でどれくらい市町村合併が進むと考えられるか、これを最後にお伺いしたいと思います。

○片山(國務)大臣 今の合併の特例法の期限が平成十七年の三月ですから、あと余り時間がございませんので、大きなうねり、流れ、雰囲気が私は出てこななければならぬ、こう思っておりますけれども、現在、合併協議会や複数の市町村で研究会を設置して合併を具体的に検討している市町村は千六百五十七市町村でございまして、五割をもう超えているわけです。ただ、これが合併につながるかどうかは、これからやり方、これからが勝負だ、こう思つております。それでは、どれだけどうか、こういうお尋ねをいただきましても、どのくらいと、こういうお答えがなかなかしづらうございますけれども、雰囲気的には、この自治法の改正を我々は大きなよりどころにいたしたい、こう思つております。それでは、どれだけどうか、こういうお尋ねをります。

○高木(陽)委員 数的にはなかなか言えないと思いますが、ここら辺のところは、どんと干にしたい、そういう思いをしっかりと持つていただいた

上での、まさに地方分権がこれからさらに重要な上での合併論議になると思うんであります。

今後、少子高齢化、またはさまざま、環境問題など情報化が、スピードが増してくる。こういう中で、本当に住民と密着している地方公共団体が、住民のニーズ、市民のニーズというものをしっかりと受けとめてやっていくことが重要である。その上の今回の、合併を進めていく地方自治法の改正でもあると思うんです。

○御法川(委員長) 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後四時二十八分散会

治法の改正でもあると思うんです。そういう意味では、法を改正して、法をつくって、大切なのは魂を入れることでござりますから、やはり総務省を挙げて、また私たち国会の方も議会として、地方分権、そしてその受け皿づくりといふものに対して力を入れていく、そういうふうに思いまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

第八十条第一項中「三分の一」の下に「(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)」を加え、「第七十四条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改める。

第八十一条第一項中「三分の一」の下に「(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)」を加え、「第七十四条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改める。

第八十二条第一項中「三分の一」の下に「(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)」を加え、「以て」を「もつて」に改め、同条第五項中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改め、「三分の一の数」の下に「(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)」を加え、「以て」を「もつて」に改め、同条第六項から第八項まで」に改める。

第一百八条第一項中「第四項」の下に「、第四十七条」を加える。

第一百九十九条第八項中「又は」を「若しくは」に、「求める」を「求め、又は学識経験を有する者等から意見を聞く」に改める。

第二百四十二条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第三項の規定による勧告並びに第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「行なうにあつては」を「行うに当たつては」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に一項を加える。

第二百四十二条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第三項の規定による陳述の聴取並びに第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「行なうにあつては」を「行うに当たつては」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に一項を加える。

議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令の定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えるなければならない。

第七十五条第五項中「第七十四条第四項」を「同条第六項から第八項まで」に改める。

第八十六条第一項中「三分の一」の下に「(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)」を加え、「第七十四条第五項から第七項まで」に改め、「三分の一の数」の下に「(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)」を加え、「以て」を「もつて」に改め、同条第六項から第八項まで」に改める。

監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行ふ場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他他の執行機關若しくは職員の陳述の聴取を行ふ場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共

団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。

第二百四十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「行ない」を「行い」に改め、「同項の規定による」及び「(以下本条において「請求人」という。)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第二項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるとときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合においては、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人(以下本条において「請求人」という。)に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

4 第二百四十二条の二第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「行なわない」を「行わない」に、「次の各号に」を「次に」に改め、ただし書を削り、第四号を次のように改める。

4 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対し求めることを請求する。

5 第二百四十二条の二第二項中「同条第五項」を「同条第六項」とし、同条第七項を「同条第十項」とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第二項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他の公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。

7 第二項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

8 前項の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効の中止に関する事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

9 第七項の訴訟告知は、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月以内に裁判所では、民法第一百四十七条第一号の請求とみなす。

10 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一条)に規定する仮処分をすることができない。

11 第二百四十二条の二の次に次の二項を加える。

4 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対し求める場合は、当該賠償の命令を確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

第二百四十二条の二第八項を削り、同条第七

項中「第一項第四号」を「第一項」に、「普通地方公共団体」を「当該普通地方公共団体」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「前四項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項の次に次の五項を加える。

6 第二項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他の公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、当該普通地方公共団体は、支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得による返還金が支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得による返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

3 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

2 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償又は不当利得による返還金が支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得による返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

1 第二項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

7 第二項第七項の訴訟告知を受けた者に対する裁判が同条第七項の訴訟告知を受けた者に対する裁判が確定したときは、当該訴訟の結果を受けた者との間ににおいてもその効力を有する。

4 前条第一項第四号本文の規定による訴訟の結果を受けた者との間ににおいてもその効力を有するときは、当該訴訟の結果を受けた者との間ににおいてもその効力を有する。

3 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

2 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

1 第二項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

6 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

4 前条第一項第四号本文の規定による訴訟の結果を受けた者との間ににおいてもその効力を有するときは、当該訴訟の結果を受けた者との間ににおいてもその効力を有する。

3 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

2 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償又は不当利得による返還金が支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得による返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

ない。

2 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償又は不当利得による返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

1 第二項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、支払われないとときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

4 第二百四十二条の二第二項第十二号の規定による訴訟について、賠償の命令を命ぜる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

3 第二項第十二号の規定による訴訟について、賠償の命令を命ぜる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

2 第二項第十二号の規定による訴訟について、賠償の命令を命ぜる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

1 第二項第十二号の規定による訴訟について、賠償の命令を命ぜる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

4 第二百四十二条の二第二項第十二号の規定による訴訟について、賠償の命令を命ぜる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

3 第二項第十二号の規定による訴訟について、賠償の命令を命ぜる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

2 第二項第十二号の規定による訴訟について、賠償の命令を命ぜる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

1 第二項第十二号の規定による訴訟について、賠償の命令を命ぜる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

同条第三項の次に次の四項を加える。

4 第二百四十二条の二第二項第十二号の規定による訴訟について、賠償の命令を命ぜる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

3 第二項第十二号の規定による訴訟について、賠償の命令を命ぜる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

2 第二項第十二号の規定による訴訟について、賠償の命令を命ぜる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

1 第二項第十二号の規定による訴訟について、賠償の命令を命ぜる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「第三項」を「第四項」に、「同条第六項中」を「同条第八項中」「第三項の規定による勧告並びに第四項」とあるのは「第四項」と、「同条第三項」を「同条第四項」に「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第七項中「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 個別外部監査人は、第五項において読み替えて適用する第二百四十二条第六項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。

8 前項の規定による協議は、監査委員の合意によるものとする。

第二百九十五条の六第二項中「三分の一」の下に「(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数)」を加え、同条第五項中「第七十四条」を「第七十四条第五項」に改め、「三分の一の数」の下に「(その総数が四十万を超えた場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数)」を加え、同条第六項から第八項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三百四十四条第一項中「第二百四十二条から第二百四十三条まで」を「第二百四十二条、第二百四十二条の二、第二百四十二条の三第一項、第二項、第四項及び第五項、第二百四十三条に、「及び第九項」を「第七項から第九項まで及び第十四項」に改める。

別表第一中「別表第一 第一号法定受託事務

(第一条第十項関係)を「別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)に改め、同表大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)の項、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(平成三年法律第八十一号)の項、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の項及び外国人登録法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十四号)の項を削り、同表ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の項の次に次のように加える。
第四条第一項中「市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者」を「選挙権を有する者(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者)」に改め、同条第十項中「及び第七項」を「第八項から第十項まで、第十三項及び第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第九項中「代表者」の下に「(第十一項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十一項の代表者)」を加え、「(議会の議決を経た)」を「可決した(前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。)」に改め、同項を同条第十八条とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の九項を加える。
9 第五項の規定による議会の審議により、合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者は、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日(以下この条において「基準日」という)以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
10 前項に規定する場合には、合併協議会設置協議について選挙権を有する者(市町村の議員及び長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、合併請求市町村

(第二条第十項関係)を「別表第一 第二号法定受託事務(第二条関係)に改める。
第三十六条号
別表第一中「別表第一 第二号法定受託事務(第二条第十項関係)」を「別表第一 第二号法定受託事務(第二条関係)」に改める。
(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)(第一條 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。
9 第五項の規定による議会の審議により、合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者は、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日(以下この条において「基準日」という)以後直ちに、基準日を合併請求市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかつたときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
12 前項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び合併請求市町村の長に對し、これを通知しなければならない。
13 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、直ちに、その旨を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村の長に對し、これを通知しなければならない。
14 第十項又は第十一項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付されなければならない。
15 合併請求市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者(第十一項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十一項の代表者)及び合併請求市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。
16 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、その結果を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括

する都道府県の知事に報告しなければならない。

17 第十四項の規定による投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議について合併請求市町村の議会が可決したものとみなす。

第四条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 合併請求市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行ふに当たつては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見述べる機会を与えるなければならない。

第四条の二第一項中「議会の議員及び長の」を削り、同条第三項中「通知し」を「報告し」に改め、同条第四項中「通知を」を「報告を」に改め、同条第六項中「の協議」の下に「(以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議」という。)」を加え、同条第十四項を同条第三十一項とし、同条第十三項中「第七十四条の二第一項」を「第七十四条第五項」に、「又はこの条第一項の選挙権」を「若しくはこの条第一項の選挙権」に、「及びそれぞれその総数」を「の総数」に改め、「五十分の一の数」の下に「又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数」を加え、「第七十四条第五項から第七項まで」を「第七十四条第六項から第八項まで」に、「前条第一項又はこの条第一項の規定」を「前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項の規定」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十二項を同条第二十九項とし、同条第十一項中「代表者」の下に「(第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の規定)」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「において、第六項に規定する協議」を「の議会が同一請求に基づく合併請求市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会

合併協議会設置協議」に、「議会の議決を経た」を「可決した」(前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。)に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第九項中「これ」を「直ちに、その旨」に改め、「とともに」の下に「これを」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 第六項の規定による議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村(以下この条において「合併協議会設置協議否決市町村」という。)の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

12 合併協議会設置協議否決市町村において、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該請求を行つた日から三日以内に到達するよう、当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

13 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

14 第十二項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から第十一項後段の規定による報告があつた場合には、合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

15 第十四項又は第十九項の規定による通知があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならぬ。

16 前項の規定による請求があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に対し、これを通知しなければならない。

17 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

18 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、第十一項後段の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての合併協議会設置協議否決市町村に係る前項の同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

19 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者(第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者)及び選挙管理委員会に通知するとともに、これを公表しなければならない。

20 第十八項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村以外の同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

21 第十四項又は第十九項の規定による通知があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

22 合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者(第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者)及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

23 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、その結果を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

24 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、すべての合併協議会設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

25 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、その結果を第一項の代表者(第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者)に通知するとともに、これを公表しなければならない。

26 第二十一項の規定による投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議が可決したものとみなす。

27 第四条の二第八項中「受けたときは」「直ちに」を「結果」の下に「及びすべての同一請求関係市町村の長から同項の規定による報告を受けた日(以下この条において「基準日」)

「前項」を「第六項」に改め、「結果を」の下に「速やかに」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加

同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならぬ。

32 第四条の二に次の二項を加える。
政令で特別の定めをするものを除くほか、
公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する

る規定（罰則を含む。）は、前条第十四項又はこの条第二十一項の規定による投票について準用する。

前項の投票は、政令で定めることにより、普通地方公共団体の選挙と同様にこれを行う

第五条第四項中「これを」の下に「公表する」とともに、「」を加え、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項

第六項を第七項とし、第五項の次に次の
一項を加える。

第四条第一項又は前条第二項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該

合併協議会は、その設置の日から六月以内に市町村建設計画の作成その他市町村の合併に

関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを

公表しなければならない。

第六条第二項中「のものとする」の下に「第十条第一項を除き、」を加え、同条第三項中「(昭

和二十五年法律第百号】を削る。
第九条の次に次の一条を加える。

(一部事務組合等に関する特例)

第一類第二号 総務委員会議録第十一号 平

部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうちに地方自治法第二百八十四条第一項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらの中うち当該編入する市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合には、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第一百八十六条第一項本文又は第二百九十二条の三第二項第五項及び第六項並びに第二百九十五条の十一並びに第二百九十三条第一項の規定は、前項の場合について準用する。第十条の見出しを「〔地方税に関する特例〕」に改め、同条中「〔三年度〕」を「〔五年度〕」に改め、「限度として」の下に「課税をしないこと又は」を加え、同条に次の一項を加える。

2 合併関係市町村のいづれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一一条の三十一条第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号

ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ)が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間は行わなものとする。ただし、当該合併市町村の人団が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人団以上となつた場合は、この限りでない。

第十五条を削り、第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

(流域下水道に関する特例)
第十四条 市町村の合併により、当該市町村の

合併前に下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の三第一項（同条第四項に

（同上、第二二七頁）

た事業計画に係る流域下水道（同法第一條第四号に規定する流域下水道をいう。以下この

条において同じ。)により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併

市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県(同)

法第二十五条の二第二項の規定により当該流域の管理に関する法律に定めるところによれば、

域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、同項の協議に係る都道府県）及びすべて

の合併関係市町村の協議が成立したときは、平成十七年三月三十日までに市町村の合併

が行われる場合に限り、当該市町村の合併が行つた日から移行日（当該市町村の合併が

行被れた日が積行日（三月十四日）の合併を行われた日から起算して十年を経過する日の
二〇一三年三月十四日

属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日をいう。以下この条において

いて同じ。)までの間、当該事業計画(当該市町村の合併が行われた日から移行日までの

間に同法第二十五条の三第四項において準用する同条第一項の規定による変更の認可を受

支那同様第一項の規定による變更の請求を受

けたときは、その変更後のもの）に係る下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項に規定する都道府県及び合併市町村は、協議により、当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において移行日を変更することができる。

3 第一項に規定する都道府県（下水道法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、当該市町村）は、前二項の規定により移行日を定め、又は変更したときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

第十七条中「規定」の下に「第十条第二項」を加える。

第十八条第一項中「又は第四条の二第一項」を「若しくは第四条の二第一項」に改め、「の署名」の下に「又は第四条第十一項若しくは第四条の二第五项の規定による選挙人の投票の請求者の署名」を加え、同条第二項中「又は第四条の二第一項」を「若しくは第四条の二第一項」に改め、「の署名」の下に「若しくは第四条第十一項若しくは第四条の二第五项の規定による選挙人の投票の請求者の署名」を、「の合併協議会の設置の請求」の下に「若しくは選挙人の投票の請求」を加え、同条第三項中「又は第四条の二第一項」を「若しくは第四条の二第一項」に改め、「の請求者の署名」の下に「又は第四条第十一項若しくは第四条の二第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名」を加え、「同条第十三項」を「同条第三十項」に、「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改め、同条第四項中「又は第四条の二第一項」を「若しくは第四条の二第一項」に改め、「の請求者の署名簿」の下に「又は第四条第十一項若しくは第四条の二第五项の規定による選挙人の投票の請求者の署名簿」を加え、同条第五

項中「又は第四条の二第一項」を「若しくは第四条の二第一項」に改め、「設置の請求」の下に「又は第四条第十一項若しくは第四条の二第十五項の規定による選舉人の投票の請求」を加える。

第十九条第一項中「第四条の二第十三項」を「第四条の二第三十項」に改め、同条第二項中「第四条の二第十四項」を「第四条の二第三十一項」に改める。

第三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

「第四条の二第三十項」に改め、同条第二項中「第四条の二第十四項」を「第四条の二第三十一項」に改める。

第八条第一項中「三分の一」の下に「(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」を加える。

(化製場等に関する法律の一部改正)

第四条 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「都道府県知事が」を「都道府県が条例で」に改める。

第五条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第六号中「都道府県知事が」を「都道府県が条例で」に改める。

(河川法の一部改正)

第六条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第七条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を「統轄する」を「統括する」に改める。

第七十七条第一項中「規則」を「条例」に改める。

第七十八条第一項中「規則」を「条例」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九十条第一項中「規則」を「条例」に、「附する」を「付する」に改める。

第一百九条中「規則」を「条例」に改める。

第七条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「都道府県知事が」を「都道府県が条例で」に改め、同条第二項を削る。

第二十条第一項及び第三項中「前条第一項」を「前条」に改める。

第三十一条第一項中「、第十九条第一項(第二十二条において準用する場合を含む。)」を削る。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第十二条の規定 公布の日

二 第一条中地方自治法第百条、第百八十八条第一項及び第二百五十二条の二十三第二号の改正規定 平成十四年四月一日

三 第四条から第七条まで及び附則第十二条の規定 平成十五年一月一日

(直接請求に関する経過措置)

第一条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前までの公職選挙法第二十二条の規定による選挙

直近の公職選挙法第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数の六分の一の数を、この法律の施行後直ちに告示しなければならない。

(合併協議会設置の請求に関する経過措置)

第六条 市町村の選挙管理委員会は、施行日前の直近の公職選挙法第二十二条の規定による選挙

人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数の六分の一の数を、この法律の施行後直ちに告示しなければならない。

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前までの公職選挙法第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数の六分の一の数を、この法律の施行後直ちに告示しなければならない。

(合併協議会設置の請求に関する経過措置)

第六条 市町村の合併に関する協議の状況の通知及び公表に関する経過措置

第七条 第二条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律(以下「新合併特例法」という)の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数が四十万を超える普通地方公共団体の選挙管理委員会は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して

得た数を、この法律の施行後直ちに告示しなければならない。

(住民監査請求に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十二条及び第二百五十二条の四十三の二条第一項の請求について適用し、施行日の前日までに行われた第一条の規定による改正前の

地方自治法第二百四十二条の規定による同法第二百四十二条の二の規定は、施行日以後に提起された請求については、なお従前の例による。

(住民訴訟に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十二条の二、第二百四十二条の三及び二百四十三条の二の規定は、施行日以後に提起された請求について適用し、施行日以前までに提起された請求については、なお従前の例による。

第五条 施行日前の事実に基づき第一条の規定によると改正後の地方自治法第二百四十三条の二第二三項の規定により地方公共団体の職員の賠償責任に係る賠償を命ずることができる期間については、なお従前の例による。

(職員の賠償責任に関する経過措置)

第六条 新合併特例法第四条の二の規定は、施行日の前日までに旧合併特例法第四条の二第一項の規定により行われた請求であつて、同日までに同条第六項の規定により同一請求関係市町村

(同条第一項に規定する同一請求関係市町村をいう。以下この条において同じ)の長のいずれかの合併対象市町村の長が合併協議会設立協議について議会に付議したものについては、なお従前の例による。

第七条 新合併特例法第四条の二の規定は、施行日の前日までに旧合併特例法第三条第一項の規定により行われた請求であつて、同日までに同条第一項に規定する同一請求関係市町村をいう。以下この条において同じ)の長のいずれかの合併対象市町村の長が合併協議会設立協議について議会に付議したものについては、なお従前の例による。

第八条 新合併特例法第四条の二の規定は、施行日の前日までに旧合併特例法第三条第一項の規定により行われた請求であつて、同日までに同条第一項に規定する同一請求関係市町村をいう。以下この条において同じ)の長のいずれかの合併対象市町村の長が合併協議会設立協議について議会に付議したものについては、なお従前の例による。

第九条 施行日の前日までに旧合併特例法第四条第八項又は第四条の二第十項の規定により置かれた合併協議会は、施行日から六月以内に、新合併特例法第三条第一項に規定する市町村建設

計画の作成その他市町村の合併（新合併特例法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。次条において同じ。）に関する協議の状況を、旧合併特例法第四条第一項又は第四条の二第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

（地方税に関する特例に関する経過措置）

第十一条 新合併特例法第十条の規定は、施行日以後に行われる市町村の合併について適用し、施行日の前日までに行われた市町村の合併については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十三条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のよう改正する。

第三十四条中「同条第四項」を「同条第八項」に、「きき」を「聴き」に、「同条第六項」を「同条第十項」に、「同条第七項」を「同条第十一項」に改める。

理由

住民自治の更なる充実及び自主的な市町村の合併の推進を図り、もつて地方分権を推進するため、地方制度調査会の答申及び地方分権推進委員会の意見にのっとり、直接請求に必要な署名数の要件の緩和、議会制度の充実、住民監査請求制度及び住民訴訟制度の見直し、中核市の指定要件の緩和等の措置を講ずるとともに、合併協議会の設置に係る直接請求制度の拡充及び住民投票制度の創設を行い、あわせて法律において地方公共団体の規則等に委任している事項について条例で定めることとするほか、所要の規定の整備を行う必要があ

る。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第二号

総務委員会議録第十一号

平成十三年十一月二十二日

平成十三年十一月三日印刷

平成十三年十二月四日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F